

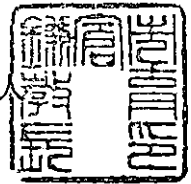
鎌教委教総第6012号

令和4年(2022年)1月11日

鎌倉市議会議長 中村 総一郎 様

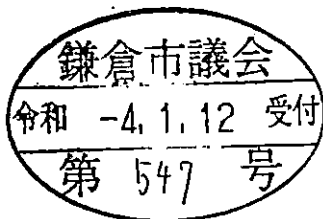
鎌倉市教育委員会

教育長 岩岡 寛人



文書による質問への回答について(送付)

令和3年(2021年)12月21日付け鎌議調第525号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。



【事務担当】

教育総務課 総務担当(内線2454)

議会受付番号	文書質問第 8 号
質問者	高野洋一議員
答弁する者	教育長 (教育文化財部中央図書館)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 8 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

令和 3 年度第 1 回鎌倉市図書館協議会において、市図書館振興基金の活用による出版事業の提案説明がされた。内容は、写真集「(仮称) 古都鎌倉へのまなざし」出版事業で、目的は、収集写真のデジタル化の成果として、所蔵写真コレクションの中から、平成 19 年度に開催された写真展「古都鎌倉へのまなざし」で好評を博した鈴木正一郎氏、安田三郎氏及び皆吉邦雄氏撮影の昭和 30～50 年代の写真記録を中心にテーマや地域でまとめ、写真集として市が発行しようというもの。戦後から昭和の時代の地域の姿が、今を生きる私たちや未来の人たちにも伝わる事業として、9 月定例会・一般質問において、当事業の内容そのものは高く評価したところである。同時に財源として、図書館振興基金の活用については基金の趣旨から問題があると認識したため、以下、慎重な検討を求めて質問するものである。

- ① 同基金は、鎌倉市図書館 100 周年を契機に、郷土資料などの資料収集と保存及び管理、設備の充実を趣旨として、鎌倉市図書館振興基金条例が制定され、その後、運用基準も定められ、現在まで貴重な資料の購入、額装、補修及びデジタル化・修復に充てられてきた。

一方、今回の提案は今までに収集されてきた写真記録を出版・販売しようとする事業であり、同条例第 1 条の趣旨にある「その他の図書館事業の振興」を適用することについて、条例制定当時の市議会における審査経過に照らしても慎重な検討を要すると考えるが、法制面の根拠を含め見解を伺いたい。

- ② 同条例の運用基準（この条例の用語の解釈）4（2）では、「その他の図書館事業の振興を図るための財源」について、「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館振興を図るための財源とする、と規定されている。

よって、現行の運用基準は、今回の出版事業のように、同条例第 1 条の趣旨を拡大する用途を可能にする解釈はしていないのではないかと考えられるが、併せて基準につ

いての見解を伺いたい。

- ③ 同事業の出版による写真集は、「売り上げの計上を一般財源から図書館振興基金に繰り入れて、将来の資料の原資として使いたい」との説明がされているが、同基金については一貫して、一般会計からの繰入を行わない方針が示されている。そのことは、同条例制定時における文教常任委員長報告における同委員会の付帯意見（平成 23 年 9 月 30 日）からも明らかである。

つまり、同条例の趣旨や現在までの運用に照らして、出版事業というのは基金の用途目的に適ったものではなく、出版による売上・収入が市の財源（一般財源）となるのであれば、同事業の支出は本来、一般財源から充てるのが妥当ではないかと考えられる。事業そのものには積極性があり、大切な内容であるからこそ、予算の支出・収入の関係からも慎重な検討が必要であり、見解を伺いたい。

2 質問の理由

図書館事業は行政の予算によって実施していくことが原則であり、そのうえで図書館振興基金を位置づけるべきことは言うまでもない。今回のように新たな事業を行う場合、特に予算の確保が課題であることは十分に認識でき、図書館の現場職員の努力には敬意をもっている。

同時に、基金を活用した資料の収集等にあたっては、図書館協議会や関係団体の意見を尊重するなど、何よりも市民から納得が得られるような運用が大切であることから、今回の事業提案による来年度予算案の作成時期等も考慮し、現在の検討状況を確認し、質す必要があるため。

3 答弁

① 地方自治法第 241 条 1 項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定し、同条 2 項は「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」と規定しています。

鎌倉市図書館振興基金条例（以下「基金条例」といいます。）第 1 条は、本件基金の設置の趣旨について「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業（以下「事業」といいます。）の振興を図るための財源に充てるため」と規定しています。

そして、平成 23 年 9 月市議会定例会の文教常任委員会での基金条例の審議過程において、「その他の図書館事業」の用途を限定して適用させることが必要とのご意見がありました。また、本会議における文教常任委員長の報告では、「同基金を運用する際には、この条例の意図する本市の貴重な郷土資料の収集、保存・保管等の充実という目的にかなうものであることを明確にし、適正に運用すべきである。条例の施行に当たっては、必要な事項を明確にし、別に定めるべきである。」との付帯意見が付されております。

9月市議会定例会の審議を踏まえ、平成23年11月に「鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準」（以下「運用基準」といいます。）を定めています。

同年12月市議会定例会の文教常任委員会において、運用基準の内容を報告しております。

運用基準2、3では、基金の財源を充てる場合には、図書館協議会において審議すること、及び、市長は基金を処分する際には、その審議の結果を尊重することを規定しており、運用基準4では、基金条例に定める貴重な図書館資料を具体的に示し、基金条例第1条の「その他の図書館事業」の解釈はその前段の本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実を趣旨とする図書館事業であることを規定していることを報告しています。

他方、基金条例及び運用基準の規定においても、平成23年の市議会における基金条例及び運用基準の制定に係る審議過程においても、図書館事業として収集・保存した資料を用いた写真集等の作成、出版及び販売を実施することは、明示的に排除されておりません。

また、基金を財源に充てることができる「事業」は、基金条例第1条及び運用基準から①貴重な図書館資料の収集、保存及び保管 ②これに要する図書館設備の充実 ③「①」及び「②」を趣旨とする図書館事業と解されます。

写真集「(仮称) 古都鎌倉へのまなざし」出版事業を考察すると、所蔵写真のコレクションから昭和30年代から昭和50年代の写真記録を中心にして地域やテーマでまとめた写真集として貴重な図書館資料として保存していく目的と、作成した写真集を販売して得た図書売払代金を、図書館事業の振興に充てるために基金に積み立てる目的から成り立っているものと考えております。

前段の貴重な図書館資料として保存していくことは、条例第1条の「①貴重な図書館資料の収集、保存、保管」にあたるものと考えており、また、作成した写真集を販売して得た図書売払代金を図書館事業の振興を図るために基金に積み立てることは、「③『①』及び『②』を趣旨とする図書館事業」にあたるものと考えており、いずれの目的も基金条例及び運用基準に則した事業であると考えています。

② 写真集「(仮称) 古都鎌倉へのまなざし」出版事業は、写真記録を中心にして地域やテーマでまとめた写真集を作成して貴重な図書館資料として保存していく目的と、作成した写真集を販売して得た図書売払代金を、図書館事業の振興に充てるために基金に積み立てる目的に分けられるものと考えています。

近代史資料室が収集してきた昭和30年代から昭和50年代の写真記録から写真集を作成することは、その写真記録が運用基準4(1)エの定めた「鎌倉の近現代の古写真等」に該当し、貴重な図書館資料として保存していくことを目的とした事業にあたるものと考えています。

次に、写真集を販売して得た図書売払代金を図書館事業の振興に充てるために基金に積み立てることは、運用基準4(2)の規定に照らし、基金条例第1条の基金の趣旨の図書館事業の振興を図るための財源に充てることを目的とした事業にあたるものと考えてお

り、いずれも基金条例第1条の「その他の図書館事業」の拡大解釈にはあたらないと考えております。

③ 上記①、上記②のとおり、本事業は基金の使途目的に適ったものと考えております。

写真集を販売して得た図書売払代金は、一般会計の歳入で受け入れた後、図書館事業の振興に充てるため、同額を一般会計の歳出から基金に積み立てることを考えており、図書売払代金は一般財源ではなく基金へ積み立てることを考えております。

したがって、基金に積み立てる目的を持つ本事業を基金の財源を活用して行うことは妥当であると考えています。

基金条例第2条では、「基金への積立金は、事業に賛同して寄せられた寄附金その他の収入金をもって充てる。」旨を規定しています。写真集を販売して得た図書売払代金を、将来の図書館事業の振興に充てるために、その他の収入金として基金に積立めることは基金条例第2条の規定により可能であると考えています。

平成23年9月の文教常任委員会においては、委員からの「一般財源からの繰り入れをすることも可能だということでもいいわけですね。」とのご質問に対し、当時の図書館長は「それを否定するものではございませんけれども、これの趣旨としては、広く市民の寄附を募るという趣旨でございますので、それをもとに今後市の一般財源を投入していくということは、今のところ想定はしていないということでございます。」と答弁しております。

また、平成23年9月30日の市議会本会議における文教常任委員長の報告では、「今後、寄附金の推移を見ながら将来的には一般財源からの繰り入れを視野に入れた検討をすべきである。」との付帯意見が示されております。

一般財源から基金に繰り入れを行うことは基金の更なる充実を図ることにつながりますが、基金条例制定時において、基金となる財源を市民の寄附に募る趣旨であり、一般会計から積立めることは考えていないことを市議会において説明しておりますが、本事業は写真集を販売して得た図書売払代金を、その他の収入金として図書館事業の振興に充てるために基金に積立める仕組みであり、これは市議会で一般財源からの繰り入れを行わないとした説明に反するものではないと考えております。

以上